

議第180号

呉市青年の家条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市青年の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市青年の家条例の一部を改正する条例

呉市青年の家条例(昭和41年呉市条例第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第8条関係) 呉市大空山青年の家使用料			別表(第8条関係) 呉市大空山青年の家使用料		
区分	宿泊(一人 1泊につ き)	日帰り(一 人につき)	区分	宿泊(一人 1泊につ き)	日帰り(一 人につき)
青少年の団体	<u>300円</u>	<u>100円</u>	青少年の団体	<u>450円</u>	<u>150円</u>
指導者の団体	<u>400円</u>	<u>150円</u>	指導者の団体	<u>600円</u>	<u>230円</u>
備考 略			備考 略		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市大空山青年の家の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。